

高知市の交通安全に関する取組について

■ 1 交通事故の概況（令和4年）

○ 全国

- ・ 全国の交通事故による死者数は2,610人（対前年比 △26人 △1.0%）と減少した。
また、発生件数は301,193件（対前年比 △4,232件 △1.4%）、負傷者数は356,419人（対前年比 △5,349人 △1.5%）とそれぞれ平成16年をピークに18年連続の減少となっている。
しかしながら、65歳以上の高齢者の死者数は1,471人（対前年比 △49人 △3.2%）と減少したものの、依然として死者数のうちに占める割合は56.4%（前年57.7%）と高い水準で推移するなど、高齢者の交通事故情勢は厳しい状況が続いている。

○ 高知県

- ・ 高知県の事故発生件数は943件（対前年比 △103件 △9.8%）、負傷者数は1,010人（対前年比 △132人 △11.6%）と減少したが、死者数は26人（対前年比 +1人 +4.0%）で1人増となった。
また、65歳以上の高齢者の死者数は20人（対前年比 △1人 △4.8%）と減少し、全死者数に占める割合は76.9%（前年84.0%）と下降したものの、全国（56.4%）と比べ、かなり高くなっている。

○ 高知市

- ・ 高知市の事故発生件数は544件（対前年比 △58件 △9.6%）、負傷者数は584人（対前年比 △54人 △8.5%）とそれぞれ減少したが、死者数は10人（対前年比 +2人 +25.0%）と増加した。
- ・ 高齢者の交通事故は、死者数は8人（対前年比 +2人 +33.3%）となり、全死者数に占める割合は80.0%（前年75.0%）と依然高い値で推移している。

急速に高齢化が進展している中で、道路交通法の改正（平成29年3月21日から施行）により、高齢者による交通事故を防止するため、認知症などに対する対策が強化されており、高知市においても、高齢者関係機関や団体などと緊密に連携し、体験、実践型の交通安全教育を推進するとともに、高齢者世帯訪問等各種の普及啓発活動の推進や反射材の活用を促進するなど、交通安全教育の重点的な実施によって、よりいっそう高齢者の交通安全意識を高めていくことが重要となっている。

また、近年社会問題化している高齢ドライバーによる交通事故の発生を抑制する対策も急務となっていることから、令和4年度も、引き続き運転免許証自主返納促進事業に取り組んだ。

なお、道路交通法では、75歳以上で一定の違反がある者が免許を更新する際に実際に車を運転して能力を確かめる運転技能検査の義務付けやサポカー限定免許が創設され、令和4年5月13日から施行となっている。

- ・ 飲酒運転は、道路交通法の改正（平成21年6月1日から施行）により、運転免許の欠格期間の上限が引き上げられ、悪質・危険な運転の抑制につながっている。

飲酒運転根絶キャンペーンなどの効果もあり、近年事故は少なくなっているが、飲酒運転は重大事故につながる危険性が高いことから、引き続き重点的な取組が必要である。

また、令和3年、通学時に発生した飲酒運転によるトラック事故を受け、事業所の運転者に対する管理監督責任を重く見たことから、令和4年10月から、事業所の安全運転管理者の選任義務違反への罰則が強化されるとともに、管理者による運転前後のアルコールチェックが義務付けられた。

なお、アルコールチェックにおいては、運転者に対する目視等による酒気帯びの有無の確認に加え、アルコール検知器を用いることが予定されている。（令和4年10月時点では、検知器類の確保が困難な状況に鑑み、当面の間検知器の使用は延期とされた。）

- ・ 子供の交通事故は35件（対前年比 △4件 △10.3%）と減少し、死者数も0人（対前年比 ±0人）であった。近年低い水準で推移しているものの、年少者への交通安全教育は、交通安全対策の根幹であり、今後も交通安全教育の強化に努めていく。

- ・ 自転車の交通事故では、件数は149件（対前年比 △21件 △12.4%）と減少したが、死者数は2人（対前年比 +1人）と増加した。

健康志向の高まりの中、環境に優しい乗り物として人気の自転車であるが、免許が要らず誰もが気軽に乗れるため、軽車両の一種という意識がないまま歩道が無秩序に通行するなど、交通ルールの無視やマナーの悪さが社会問題となっていることから、危険運転を繰り返す者に対して、平成27年6月に自転車運転者講習制度が導入された。

平成31年4月には、自転車の安全利用・ヘルメット着用・保険加入の促進を主な目的とした高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行された。

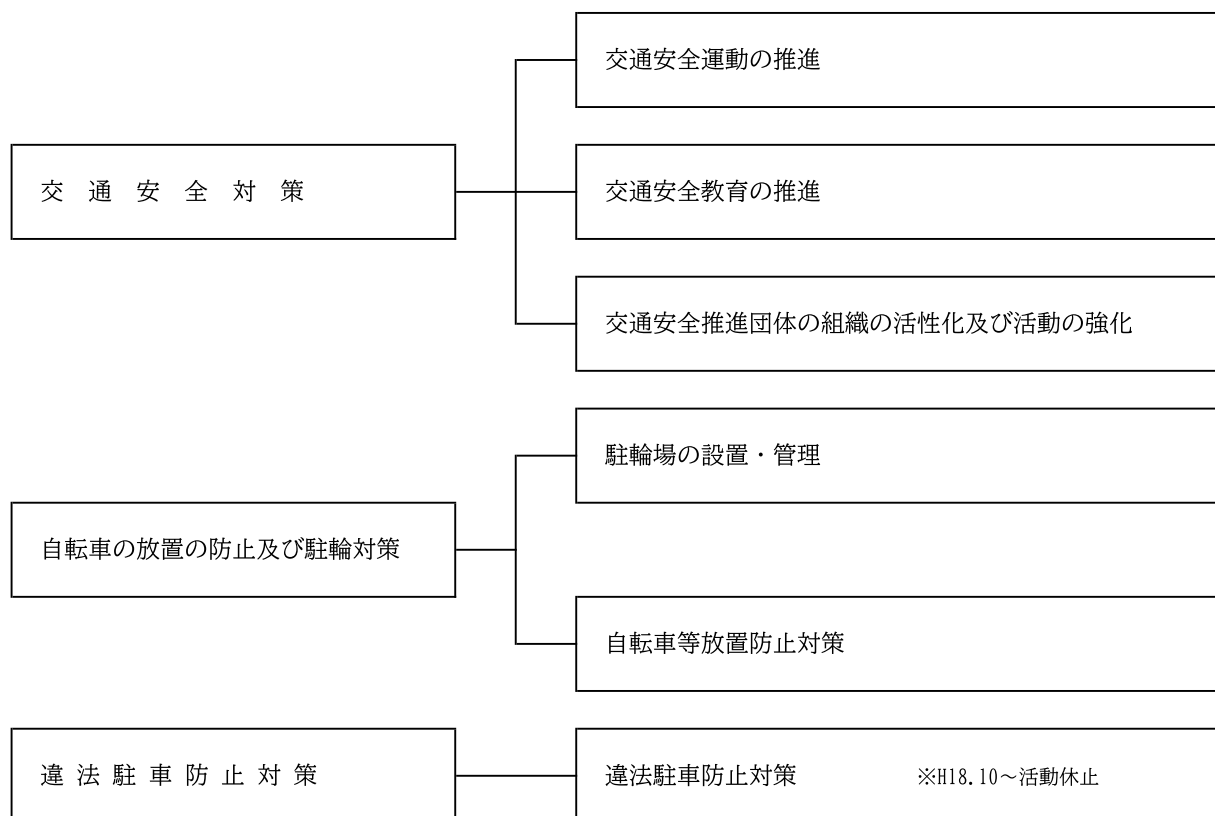
また、令和4年4月27日に公布された改正道路交通法により、令和5年4月1日から全ての自転車運転者のヘルメット着用が努力義務となることとなり、これらを受けて、自転車に関する交通秩序の更なる整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、令和4年11月1日付で、新たな「自転車安全利用五則」を含む「自転車の安全利用の促進について」、中央交通安全対策会議交通対策本部において決定された。

こうしたことから、高知市でもより一層自転車安全利用五則の普及、ヘルメット着用促進に向けた広報等を積極的に行うとともに、子供達に対する交通安全教室に加え、自転車の交通ルールをクイズ形式にしたパネル展示等を市内や地域のイベントで行うほか、啓発強化を図っていく。

- ・ さらに、改正道路交通法では、従来の原動機付自転車の区分を変更し、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードの新たな取扱いについて規定している。16歳以上であれば運転免許証が不要、一定の条件下では自転車同様歩道を通行することが可能になるなど、より手軽に利用できることになるが、一方で安全利用のための交通ルール・マナーの遵守の面で十分な周知徹底が必要である。（令和5年7月1日施行予定）

- ・ その他国の自動車の安全運転対策として、令和元年12月の道路交通法改正により、近年問題となっている携帯電話使用等対策を図るための規定の整備（罰則の強化や運転免許の仮停止の対象行為への追加）が行われた。さらに、重大事故につながる極めて悪質・危険な行為として、妨害運転（あおり運転）に対する罰則が令和2年6月に新設され、免許の取消処分の対象に追加された。また、信号機のない横断歩道を歩行者が横断しているときや横断しようとしているときに一時停止をしない自動車（横断歩行者妨害）の取締り強化が行われていること、また、令和4年3月には「交通の方法に関する教則」が改正され、「手上げ横断」が43年ぶりに復活し、奨励されていることなどを踏まえ、高知市においても、警察や各団体と連携した啓発等を行っていく必要がある。

■ 2 交通安全施策の体系



■ 3 交通安全対策の基本的な考え方

交通安全の推進は、市民一人一人が、自らの生命を守るとともに、他人の生命も尊重する、「自他の生命尊重」を基本理念として進めて行くことが強く望まれる。

最近の交通事故の内容をみると、車、歩行者ともに信号無視や無理な交差点への進入、道路の横断など、交通ルール違反と交通マナーの欠如と言わざるを得ない事故が多く、また、高齢化の急速な進展に伴い、高齢者の交通事故が多発している。

こうした状況を踏まえ、市民を交通事故から守り、安全で快適な地域社会を築くため、積極的な啓発活動を展開するとともに、地域における交通安全ボランティア活動の支援と、交通安全機関、団体、学校、家庭、職場との連携強化に努めるなど、市民と一体となった交通安全運動を推進していく必要がある。

■ 4 交通安全運動の推進

交通安全運動は、市民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、正しい交通ルール・マナーの実践を習慣付けるとともに、交通マナーの向上を図り、交通事故防止のため、市民総ぐるみで組織的な運動を展開していくことを目的として実施されている。

現在、全国統一の運動として春・秋の交通安全運動を組織的に展開、県内では、年末年始の交通安全運動をはじめ、独自の運動として県民交通安全の日、自転車の安全利用を徹底する日、シートベルト・チャイルドシートの着用を徹底する日といった「交通安全の日」を設け、行政及び交通安全関係団体・組織が一体となって交通安全運動の推進に努めている。

(1) 令和5年度 年間スローガン

「ゆずり合いの 心がきずく 交通安全」

(2) 令和5年度 取組の重点

○ 最重点目標

「高齢者の交通事故防止」

○ 重点目標

- ① 子供の交通事故防止
- ② 歩行者の保護
- ③ 反射材の活用と自転車の安全利用の推進
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
- ⑤ 飲酒・妨害運転（あおり運転）の根絶
- ⑥ 運転中の携帯電話等の使用禁止の徹底（自転車を含む。）
- ⑦ 校区交通安全会議の活性化

(3) 令和5年度 主な交通安全運動及び期間（予定）

名称	期間
新入学児童・園児を守る交通安全週間	令和5年4月7日（金）～ 令和5年4月13日（木） 《高知市》 ※ 4年に1回。次回は、令和9年度
春の全国交通安全運動	令和5年5月11日（木）～ 令和5年5月20日（土） 【重点日】 5月11日（木）、5月15日（月）、5月19日（金）
秋の全国交通安全運動	令和5年9月21日（木）～ 令和5年9月30日（土） 【重点日】 9月21日（木）、9月26日（火）、9月29日（金）
年末年始の交通安全運動	令和5年12月6日（水）～ 令和5年12月15日（金） 【重点日】 12月6日（水）
	令和6年1月9日（火）～ 令和6年1月18日（木） 【重点日】 1月9日（火）、1月18日（木）
交通事故死ゼロを目指す日 《内閣府》	令和5年5月20日（土） 令和5年9月30日（土）
交通事故ゼロを目指す日 《高知市・高知市交通安全推進会議》	令和5年5月19日（金） 令和5年9月29日（金）
シートベルト・チャイルドシートの着用を徹底する日	毎月4日 ※ 土曜、日曜、祝日のときは、次の平日
歩行者優先を徹底する日	毎月1日、11日 ※ 土曜、日曜、祝日のときは、次の平日
高齢者交通安全の日	毎月15日 ※ 土曜、日曜、祝日のときは、次の平日
自転車の安全利用を徹底する日	毎月15日 ※ 土曜、日曜、祝日のときは、次の平日

名称	期間
県民交通安全の日	毎月20日 ※ 土曜、日曜、祝日のときは、次の平日
子供交通安全の日	毎月第2・第4月曜日（休校日・休園日を除く。） ※ 土曜、日曜、祝日のときは、次の平日
自転車マナーアップキャンペーン	令和5年5月1日（月）～ 令和5年5月31日（水）
高齢者交通事故防止キャンペーン	令和5年9月1日（金）～ 令和5年12月31日（日）
高齢者1万人訪問活動	令和5年9月1日（金）～ 令和5年9月30日（土）
セーフティロード103（土佐）	令和5年9月20日（水）～ 令和5年12月31日（日）
第24回市老連「無事故・無違反 チャレンジ100」	9月～1月の間の100日間
県内一斉の自転車街頭指導日	令和5年5月15日（月）
市内一斉夜間自転車利用者街頭指導日	令和5年9月15日（金）
第31回交通安全ひろば	令和5年9月23日（土・祝）
交通事故絶滅街頭キャンペーン	令和5年12月1日（金）
黄色いワッペンとランドセルカバー 贈呈式	令和6年3月（日未定）

(4) 令和4年度 主な交通安全運動の実績

※《 》…主催

名称	期間
春の全国交通安全運動	令和4年4月6日（水）～ 令和4年4月15日（金） 《内閣府》 【重点日】 4月7日（木）、4月11日（月）、4月15日（金） 【重点目標】 ① 子供を始めとする歩行者の安全確保 ② 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上 ③ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
秋の全国交通安全運動	令和4年9月21日（水）～ 令和4年9月30日（金） 《内閣府》 【重点日】 9月21日（水）、9月27日（火）、9月30日（金） 【重点目標】 ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保 ② 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶 ③ 自転車の交通ルール遵守の徹底
年末年始の交通安全運動	令和4年12月6日（火）～ 令和4年12月15日（木） 令和5年1月10日（火）～ 令和5年1月19日（木） 《高知県交通安全推進県民会議》 【重点日】 12月6日（火）、12月23日（金）、1月10日（火） ※12月23日は降雪のため急遽街頭指導を中止（一部校区で実施あり） 【重点目標】 ① 子供と高齢者の交通事故防止 ② 飲酒・暴走・妨害運転の根絶 ③ 自転車の安全利用の促進 ④ 歩行者の保護
交通事故死ゼロを目指す日 《内閣府》	令和4年4月10日（日） 令和4年9月30日（金）
交通事故ゼロを目指す日 《高知市・高知市交通安全推進会議》	令和4年4月11日（月） 令和4年9月30日（金）

名称	期間
シートベルト・チャイルドシートの着用を徹底する日	毎月4日 ※ 土曜、日曜、祝日のときは、次の平日 《高知県交通安全推進県民会議・高知県警察本部。以下同じ》
歩行者優先を徹底する日	毎月1日、11日 ※ 土曜、日曜、祝日のときは、次の平日
高齢者交通安全の日	毎月15日 ※ 土曜、日曜、祝日のときは、次の平日
自転車の安全利用を徹底する日	毎月15日 ※ 土曜、日曜、祝日のときは、次の平日
県民交通安全の日	毎月20日 ※ 土曜、日曜、祝日のときは、次の平日
子供交通安全の日	毎月第2・第4月曜日（休校日・休園日を除く。） ※ 祝日のときは、次の平日
自転車マナーアップキャンペーン	令和4年5月1日（日）～ 令和4年5月31日（火） 《高知県自転車対策連絡協議会》 【重点項目】 自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上
高齢者交通事故防止キャンペーン	令和4年9月1日（木）～ 令和4年12月31日（土） 《高知県交通安全推進県民会議》 【重点項目】 高齢者の交通事故防止
高齢者1万人訪問活動	令和4年9月1日（木）～ 令和4年9月30日（金） 《高知県交通安全推進県民会議・高知県警察》 高齢者の死亡事故多発を受け、特に高齢歩行者の事故を抑止するため高齢者宅を訪問し、交通安全啓発資料等を配布した。
セーフティロード103（土佐）	令和4年9月20日（火）～ 令和4年12月31日（土） 《セーフティロード103（土佐）実行委員会》 県内在住のドライバーが、チーム単位で103日間無事故・無違反にチャレンジし、交通安全意識の高揚を図った。
第23回市老連「無事故・無違反チャレンジ100」	令和4年9月27日（火）～ 令和5年1月4日（水） 《チャレンジ100実行委員会》 市内在住の高齢者ドライバーが、チーム単位で100日間無事故・無違反にチャレンジし、交通安全意識の高揚を図った。
県内一斉の自転車街頭指導日	令和4年5月16日（月） 《高知県交通安全推進県民会議》 「自転車マナーアップキャンペーン」期間中、自転車利用者のマナーの向上を図るため、県下一斉に実施した。（高知市内では30校区で夜間街頭指導を実施した。）
市内一斉夜間自転車利用者街頭指導日	令和4年9月15日（木） 《高知市校区交通安全会議》 自転車利用者の交通モラルの向上を目的とし、無灯火に対する指導を中心に高知市内28校区で実施した。
令和4年度交通安全ひろば	令和4年9月23日（金・祝） 《交通安全ひろば開催実行委員会》 「子どもと高齢者を交通事故から守ろう」をテーマに、楽しく交通ルールを学び、交通安全意識を高めてもらうため、各種ステージや展示、クイズラリー等を実施した。
交通事故絶滅街頭キャンペーン	令和4年12月1日（木） 《高知市交通安全指導員協議会》 はりまや橋を中心に、電車通り主要交差点で歩行者・自転車利用者の保護誘導を行い、市民に交通事故防止を訴えた。
黄色いワッペンとランドセルカバー贈呈式	贈呈式 【新入学児童代表團：筆山保育園】 令和5年3月2日（木） （令和5年度高知市新入学児童を対象に2,700枚を作成） ・ 黄色いワッペン（昭和40年～） 《明治安田生命、みずほ銀行、損害保険ジャパン、第一生命》 交通安全に関心を持ち、保護者やドライバーの注意を促し、子供達の交通事故防止に役立てるため、「交通事故傷害保険付き黄色いワッペン」を市内新入学児童に贈呈した。 ・ ランドセルカバー（昭和55年～） 《高知市、交通安全協会高知・高知南・高知東支部》 後ろから一目見ただけで新1年生がいるという目印となり、交通事故防止に役立てるため、ランドセルカバーを市内新入学児童に贈呈した。

(5) 交通安全ひろば

交通事故が多発している今日、市民一人一人が交通安全意識を高め、正しい交通ルール・交通マナーを実践するため、大人も子供も参加できる、「交通安全ひろば」を平成2年から開催し、交通事故防止に役立っている。

○ 第30回交通安全ひろば

日時・場所	令和4年9月23日（金・祝）午前10時～午後3時 中央公園
テーマ	「子どもと高齢者を交通事故から守ろう」
行事内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ オープニングセレモニー、カツオ人間任命式 ◎ 県警音楽隊演奏 ◎ 無料おもちゃすくい ◎ 移動交通公園 ◎ パトカー・白バイ乗車体験コーナー ◎ 自転車シミュレーター ◎ 安全運転相談 ◎ 交通安全体験コーナー ◎ こども安全免許証 ◎ マイカー相談所 ◎ 安全運転サポート車展示 ◎ 自転車無料点検中 ◎ リサイクル自転車抽選即売会 ◎ ボンネットバス体験乗車会 ◎ 俊敏性測定ゲーム ◎ 交通安全ビデオ上映・交通安全標識輪投げ ◎ シートベルト衝撃体験コーナー ◎ 自動車アセスメント映像上映 ◎ 消防車・救急車の展示 ◎ 赤バイ乗車体験コーナー ◎ トラックは生活と経済のライフライン ◎ ドリンクコーナー・マスコット作り・バザー ◎ 高速道路へいらっしやい！ ◎ マイカー点検教室 ◎ 模型列車の走行展示 ◎ ミニでんしゃ乗車体験コーナー ◎ 交通安全標識ビンゴゲーム ◎ 交通安全教室 横断歩行教室 ◎ 安全運転サポート車体験 ◎ 交通安全クイズラリー抽選発表会 ◎ 警察官率いる生バンド「アドベンチャラーズ」演奏 ◎ クロージングセレモニー
主催	交通安全ひろば開催実行委員会
参加団体	高知市、高知市教育委員会、高知市消防局、高知市消防団、高知県、交通安全子どもセンター、高知県警察本部、高知警察署、高知南警察署、高知東警察署、交通機動隊、(一社)高知県交通安全協会、(一社)高知県交通安全協会高知支部、(一社)高知県交通安全協会高知南支部、(一社)高知県交通安全協会高知東支部、(一社)高知県安全運転管理者協議会連合会、高知地区安全運転管理者協議会、高知南地区安全運転管理者協議会、高知東地区安全運転管理者協議会、高知県自転車二輪車商協同組合、高知市交通安全推進会議、高知市校区交通安全会議、高知市交通安全指導員協議会、高知市交通安全母の会連絡協議会、中央圏域交通安全対策協議会、四国運輸局高知運輸支局、(一社)高知県自動車整備振興会、独立行政法人自動車事故対策機構高知支所、(一社)高知県トラック協会、四国旅客鉄道株式会社、(一社)日本自動車盟高知支部、高速道路交通警察隊、高知県高速道路交通安全協議会、西日本高速道路株式会社高知高速道路事務所、(一社)高知県バス協会、高知県自動車会議所、高知県自動車業界交通安全協議会、(一社)日本自動車販売協会連合会高知県支部、四国まるごと公共交通利用促進キャンペーン・高知、高知の電車とまちを愛する会
後援	高知新聞社、NHK高知放送局、RKC高知放送、KUTVテレビ高知、KSSさんさんテレビ、KCB高知ケーブルテレビ、エフエム高知

■ 5 交通安全教育の推進

交通事故の防止にとって、施設整備等のハード面の拡充と交通安全教育等のソフト面の推進は車の両輪であり、どちらも欠くことができない重要な要素である。

(1) 交通安全教室

本市は、昭和47年度から交通安全教育に重点を置き、専門職の交通安全教育指導員を配置し、交通安全に関する知識（ルール、マナー等）の普及と交通安全意識の高揚を図ってきた。

その中でも特に、園児・児童に重点を置き、保育園、幼稚園、学校と連携を取りながら、校区交通安全会議、交通安全指導員、警察等関係機関の協力を得て、交通安全意識の育成に取り組んでいる。

また、近年、高齢化社会の進展に伴い、高齢者の交通事故が多発しており、高齢者に対する交通安全教育が重要となってきている。このため、高齢者の集まる機会を利用した交通安全の啓発を推進するべく、地域に啓発の機会の情報収集を呼びかけ、本課職員と県警の高齢者アドバイザー等と連携による教育活動を展開している。

○ 交通安全教育指導員設置の経過

- 昭和45年 交通安全対策基本法公布（交通安全計画の策定と施策の推進を図る目的）
- 昭和46年 交通死亡事故多発（県下で交通事故死亡者 198名）
- 昭和47年 市施策として、交通安全教育を重点方針に掲げ、交通安全教育指導員 3名を配置する。
- 平成20年4月 1名増員して4名とし、現在に至る。

○ 主な活動内容

- 1 園児、児童、生徒、高齢者等を対象とした交通安全教育の実施
- 2 各校区交通安全会議等の交通安全推進団体及び関係機関が実施する交通安全教育の指導
- 3 その他交通安全教育の振興

○ 交通安全教室の実施状況（教育指導員以外の職員による教育も含む。）

※ 園児、児童、生徒については主に教育指導員、高齢者については主に警察の高齢者アドバイザーによる。

年度 学校等	主な教室の内容	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
幼・保	[小学2年生以下] 信号の見方と歩き方、正しい歩行等	135	10,466	136	9,714	137	9,776	144	9,624
小学校	[小学3年生以上] 自転車の正しい乗り方と交通ルール等	57	7,811	58	7,287	57	7,441	55	7,000
中学校		16	2,170	16	2,139	16	2,160	18	2,133
特別支援	信号の見方と歩き方、正しい歩行等 又は 自転車の正しい乗り方と交通ルール等	1	55	1	58	1	81	2	70
高齢者	高齢者特有の事故の傾向、安全対策等	3	102	1	50	6	94	11	166
その他	(夕涼み会・地域イベント等) 依頼内容による	1	80	3	220	3	325	4	248
計		213	20,684	215	19,468	220	19,877	234	19,241

年度 学校等	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
幼・保	144	9,745	146	9,547	144	9,409	138	6,049	108	4,925	150	6,209
小学校	55	7,039	56	7,605	51	6,299	54	6,187	56	6,184	57	5,926
中学校	19	2,391	21	2,445	22	3,266	7	623	22	3,244	22	3,524
特別支援	4	234	4	195	5	255	0	0	3	221	4	237
高齢者	9	288	8	181	3	123	0	0	1	10	0	0
その他	4	280	4	297	3	295	3	363	1	250	1	217
計	235	19,977	239	20,270	228	19,647	202	13,222	191	14,834	234	16,113

(2) 自転車の安全利用促進

自転車は手軽な交通手段であり、環境に優しい乗り物であるが、県内外で自転車が絡む重大事故が多発している状況を受け、議員提案により、高知県は、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を平成31年4月1日から施行した。

また、令和4年4月27日に公布された改正道路交通法による全ての自転車運転者のヘルメット着用努力義務化等を機に、新たな「自転車安全利用五則」が決定された。

(自転車運転者のヘルメット着用努力義務化は、令和5年4月1日施行)

○ 条例の概要

次ページ参照

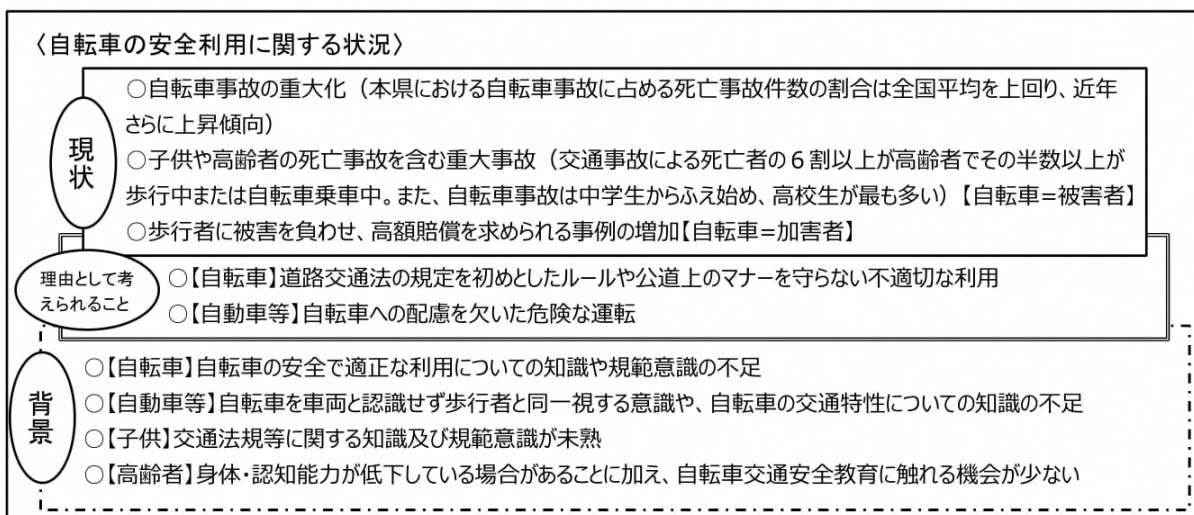
○ 本市における取組

- ◇ チラシ・あかるいまち・広報車等による広報
- ◇ 各交通安全教室での啓発
 - ・ 小中高生に対する交通安全教室
児童・生徒が自主的にヘルメットをかぶりたいと思える取組
 - ・ 企業等との連携による交通安全親子教室、クイズ形式の交通ルールパネル展示
小さい頃からのヘルメット着用促進、家庭における条例趣旨、自転車交通ルールの周知
 - ・ 高齢者交通安全教室
条例趣旨の周知
- ◇ 登下校時におけるヘルメット着用の推進に関わる協議会（事務局 市教育委員会学校教育課）
 - ・ 自転車で通学する小中高生のヘルメット着用促進について協議する場として令和元年7月から開催
各関係団体の取組の情報共有や着用促進に向けた発信方法等について協議し、令和元年度に作成したチラシ・ポスターを活用した促進を行っている。
- ◇ ヘルメット購入助成（市教育委員会学校環境整備課所管）
 - ☆ 平成31年度～
 - ・ 補助額 …… 一人当たり2,000円の補助（うち県から市に対し1/2（1,000円）の補助あり）
困窮世帯は2,000円をさらに補助
 - ・ 対象者 …… 高知市立小・中・高等学校の児童生徒の保護者（県立・私立は高知県からの補助）
※ 自転車通学が認められている者（準ずると学校が認めた者を含む。）のうち希望者のみ
 - ・ 補助方法

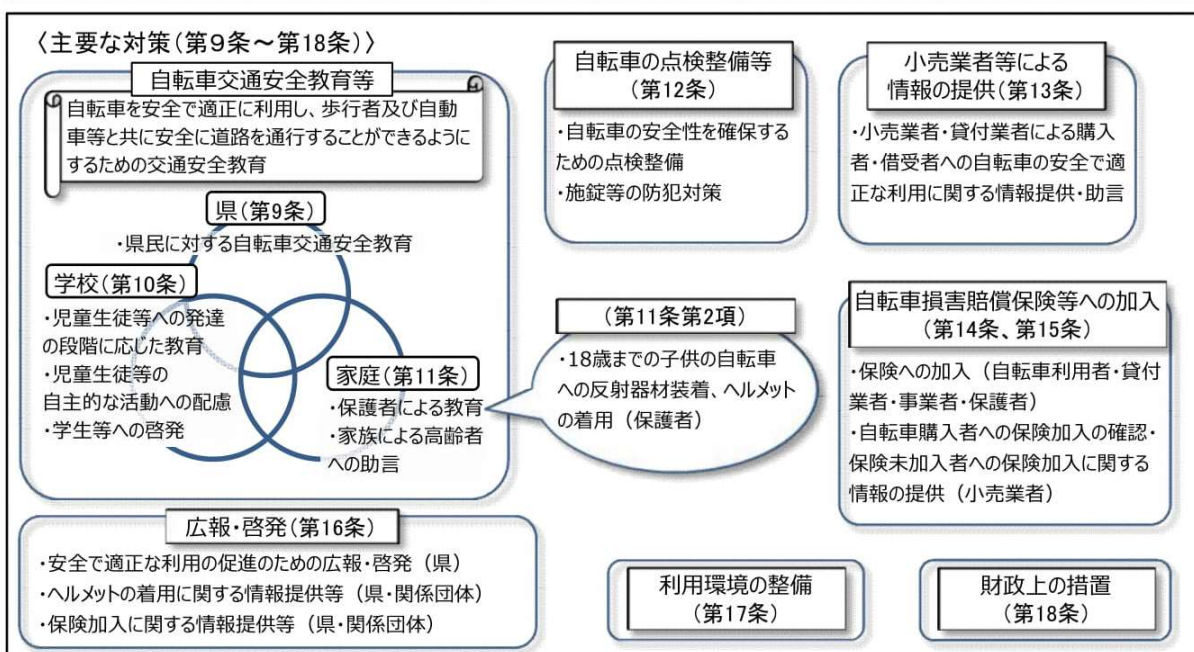
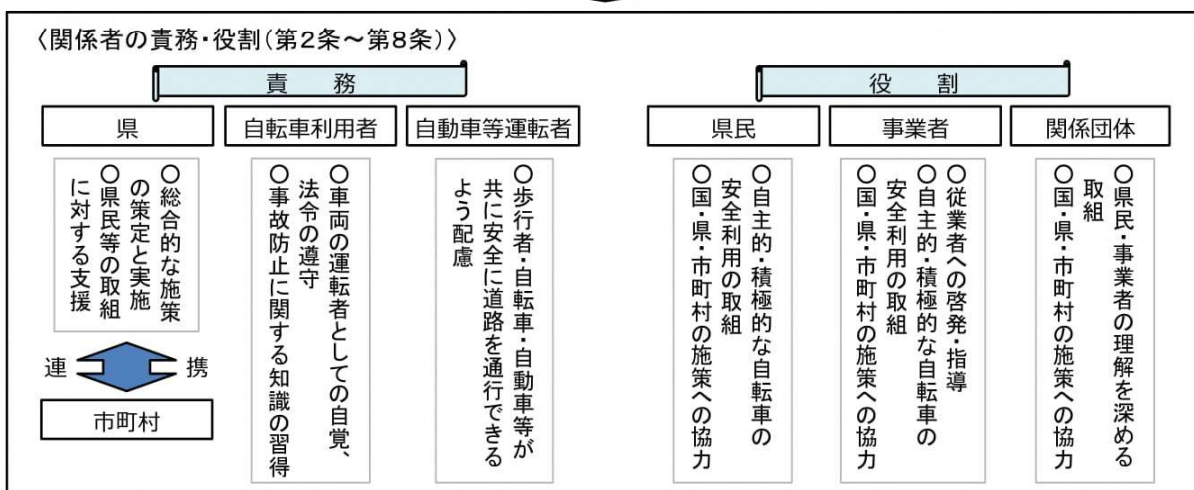
購入者	学校に申込書提出⇒学校を通じて助成券発行⇒販売店にて割引後の金額で購入
販売店	割引後の金額で販売⇒高知県自転車二輪車商協同組合へ報告
自転車組合	各販売店での割引額をまとめ、手数料（1個につき100円）を足した額を市教育委員会へ請求



高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 の概要



条例による解決策



歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現(第1条)

※自民党高知県支部連合会ホームページより引用

■ 6 交通安全推進団体の組織の活性化及び活動の強化

(1) 高知市交通安全市民会議

市民ぐるみで、交通安全思想の普及を図り、日常生活に密着した交通安全意識を高め、交通事故を防ぐため、昭和44年10月に設置された。交通安全運動に関係する各種団体と連携を図りながら、自主的かつ積極的な運動を展開している。

○ 構成団体（順不同）

機関名	常任 委員	高齢者 部会	機関名	常任 委員	高齢者 部会	機関名	常任 委員	高齢者 部会
高知市校区交通安全会議	○	○	高知市高齢者支援課		○	高知東地域交通安全活動推進委員協議会		
高知市交通安全指導員協議会	○	○	高知市基幹型地域包括支援センター		○	自動車事故対策機構高知支所		
高知市交通安全母の会連絡協議会	○	○	高知市議会	○		高知市ハイヤー協同組合	○	
高知警察署	○	○	高知市教育委員会	○		高知個人タクシー協同組合		
高知南警察署	○	○	高知県高等学校長協会			南四国個人タクシー協同組合		
高知東警察署	○	○	高知市立小中義務教育特別支援学校校長会			高知市老人クラブ連合会	○	○
交通安全協会高知支部	○	○	高知市小中学校PTA連合会	○		高知市町内会連合会	○	○
交通安全協会高知南支部	○	○	高知市公民館連絡協議会	○		高知南ひまわり会（R4.3.31付け解散）		
交通安全協会高知東支部	○	○	高知市青少年育成協議会			高知県私立中学高等学校連合会		
高知地区安全運転管理者協議会	○		高知市民生委員・児童委員協議会連合会	○	○	高知市民営保育所協議会		
高知南地区安全運転管理者協議会	○		高知市社会福祉協議会	○	○	高知市民営保育所協議会園長会		
高知東地区安全運転管理者協議会	○		高知市民憲章推進協議会			高知市保育所保護者会連合会		
国土交通省土佐国道事務所	○		四国旅客鉄道株式会社高知企画部	○		高知県私立幼稚園連合会		
四国運輸局高知運輸支局	○		高知県トラック協会	○		日本自動車連盟高知支部		
高知県高知土木事務所	○		高知県自動車整備振興会	○		高知県自転車二輪車商協同組合		
高知市	○	○	高知県バス協会	○		自動車安全運転センター高知県事務所		
高知市道路管理課		○	高知地域交通安全活動推進委員協議会			高知県高速道路交通安全協議会		
高知市道路整備課		○	高知南地域交通安全活動推進委員協議会					

○ 主な事業

- 1 交通安全運動の総合的な大綱の決定に関すること。
- 2 交通安全組織相互の連絡調整並びに相互協力に関すること。
- 3 交通安全教育の普及に関すること。
- 4 功労者の表彰に関すること。
- 5 その他交通安全の目的を達するために必要なこと。

○ 交通安全功労者表彰受賞者

- ◇ 令和3年度
個人11名 団体5団体
- ◇ 令和4年度
個人6名 団体3団体

○ 役員等

会長 高知市長
副会長 高知警察署長，高知市議会議長
常任委員 高知市校区交通安全会議，高知市交通安全指導員協議会，高知市交通安全母の会連絡協議会，高知南警察署，高知東警察署，交通安全協会高知支部，交通安全協会高知南支部，交通安全協会高知東支部，高知地区安全運転管理者協議会，高知南地区安全運転管理者協議会，高知東地区安全運転管理者協議会，国土交通省土佐国道事務所，四国運輸局高知輸支局，高知県高知土木事務所，高知市教育委員会，高知市小中学校PTA連合会，高知市公民館連絡協議会，高知市民生委員・児童委員協議会連合会，高知市社会福祉協議会，四国旅客鉄道株式会社高知企画部，高知県トラック協会，高知県自動車整備振興会，高知県バス協会，高知市ハイヤー協同組合，高知市老人クラブ連合会，高知市町内会連合会

(2) 高知市交通安全推進会議

交通安全推進団体（高知市校区交通安全会議，高知市交通安全指導員協議会，高知市交通安全母の会連絡協議会）の連携強化を図り，交通事故のない明るい社会をつくることを目的として，平成7年5月に設立

○ 主な活動内容

交通安全推進団体への補助金交付・合同研修会の開催・交通安全ひろばへの協力・年間交通安全運動日等の策定等

○ 役員等

- ・ 議長（校区交通安全会議会長会議長の職にある者）
- ・ 副議長若干名（校区交通安全会議会長副議長の職にある者）
- ・ 監事（校区交通安全会議・交通安全指導員協議会の監事から各1名）
- ・ その他の構成員（交通安全指導員協議会の副会長及び交通安全母の会連絡協議会の会長，副会長）

(3) 高知市校区交通安全会議

本市の交通安全活動は、昭和53年まで地区を中心に、交通安全推進協議会、交通安全母の会、交通安全指導員等のボランティア組織により献身的な取組を行ってきた。

昭和53年4月には、従来の組織に町内会、学校PTA、保育・幼稚園、老人クラブ等各小学校区内にある諸団体を加え、校区を単位とした校区交通安全会議が市内33校区に組織化された。

また、平成17年1月に鏡村・土佐山村、平成20年1月には春野町と合併、平成24年3月に御豊瀬小が閉校、平成25年4月に追手前小と新堀小が統合されたことに伴い、現在41校区において交通安全運動の推進、交通道德や交通安全の意識の高揚、交通事故防止のための研修、交通安全教育の普及等、各校区に応じた活動を展開している。

ブロック	校区
城東	江陽
	江ノ口
	○ 一ツ橋
	はりまや橋
	昭和
	秦

ブロック	校区
城西	小高坂
	第四
	第六
	旭
	旭東
	横内
	○ 初月
	鏡

ブロック	校区
東	高須
	大津
	介良
	介良潮見台
	五台山
	○ 三里
	十津

ブロック	校区
西	鴨田
	神田
	○ 朝倉
	朝倉第二
	行川

ブロック	校区
南	潮江
	○ 潮江東
	潮江南
	横浜
	横浜新町
	長浜
	浦戸

ブロック	校区
北	一宮
	一宮東
	○ 泉野
	布師田
	久重
	土佐山

ブロック	校区
春野	○ 春野東
	春野西

※○印はブロック代表

○ 目的

校区住民が協力して、特に、子供と高齢者の交通事故を防止するとともに、校区内全般の交通安全を企画立案し、実践することにより、安全で住みやすい町づくりを推進することを目的とする。

○ 主な事業

- 1 各種交通安全運動の推進
- 2 交通道德の確立及び交通安全意識高揚のための諸行事
- 3 通学・通園路における児童園児の安全誘導
- 4 校区内の交通安全に関する調査研究
- 5 校区内交通安全組織の連絡調整
- 6 交通安全指導員の推薦
- 7 その他交通安全に関すること。

○ 主な活動内容

早朝街頭指導・声かけ運動の推進・総会、講習会の開催及び交通安全教育の推進・ポスターの街頭掲示・危険箇所点検及び安全施設の設置等の要望・自転車街頭指導の実施（9月15日（土日祝の場合は、次の平日））・小学校卒業式への交通安全メッセージの伝達・交通安全ひろばへの協力等

(4) 高知市交通安全指導員協議会

高知市交通安全指導員は、市長より委嘱を受け、昭和46年から各地区内の交通安全活動の中心的実践者として、指導員相互の連携を深め、指導技術の向上を通じて地域社会に奉仕することを目的として献身的な取組を行ってきた。また、当協議会は、校区ごとに支部を置き、活動している。

現在、指導員の高齢化が進んでおり、若年層の人員確保が課題となっている。また、定年退任の方も多くなり、定員割れが続いている状態の改善に向け、令和4年度に定年制度の見直しを行った。

○ 支部別指導員数（各年4月1日現在） ※○印は最新年度の幹事

No.	ブロック	支部	R3	R4	R5	
1	城東	江陽	7	7	7	
2		江ノ口	4	5	6	
3		一ツ橋	5	5	5	
4		通手前 新堀	はりまや橋	5	5	7
5		○昭和	4	4	4	
6		秦	5	5	5	
7		城西	小高坂	3	3	3
8			第四	3	3	3
9			第六	1	1	1
10			○旭	3	4	4
11			旭東	5	5	5
12			横内	5	5	5
13			初月	5	5	6
14			鏡	2	1	2

No.	ブロック	支部	R3	R4	R5	
15	東	高須	6	7	7	
16		大津	7	6	6	
17		介良	4	6	6	
18		介良潮見台	6	6	6	
19		五台山	2	4	4	
20		三里	4	4	4	
21		○十津	5	6	6	
22		西	鴨田	5	4	4
23			神田	3	3	3
24			○朝倉	4	4	4
25			朝倉第二	3	3	3
26	行川		4	4	4	

No.	ブロック	支部	R3	R4	R5	
27	南	潮江	4	3	4	
28		○潮江東	5	5	5	
29		潮江南	5	5	5	
30		横浜	3	3	3	
31		横浜新町	6	6	6	
32		長浜	4	3	4	
33		浦戸	3	3	3	
34		北	一宮	1	1	1
35			一宮東	3	2	2
36			○泉野	7	6	7
37	布師田		3	3	4	
38	久重		2	2	2	
39	土佐山		1	1	1	
40	春野		春野東	5	5	5
41	○春野西	6	6	6		
合計			168	169	178	

○ 主な事業

- 1 交通安全意識とその知識の普及
- 2 子供、高齢者等の安全な誘導と保護
- 3 歩行者及び自転車乗りに対する安全誘導
- 4 危険箇所及び交通違反車両等の関係機関への通報
- 5 その他交通安全に関すること。

○ 主な活動内容

- ◇ 各種交通安全行事を積極的に計画し、実施
- ◇ 春・秋の全国交通安全運動、年末年始の交通安全運動、4年に一度の新入学児童・園児を守る交通安全週間及び各種交通安全の日において、可能な限りの街頭指導の実施
- ◇ 校区内の通学路及びその他の道路等において、危険箇所を発見した際は、市・県・国・警察などの関係機関へ連絡
- ◇ 悪質な交通違反車両を発見した際は、警察へ通報
- ◇ 交通安全ひろばへの協力等
- ◇ 交通事故絶滅街頭キャンペーン（昭和49年～）
 年末を控え、飲酒の機会も多くなり、慌ただしさと交通混雑等が相まって交通事故の多発が懸念される時期である12月に、はりまや橋を中心に電車通り主要交差点26か所で、ドライバーや市民等の皆さんに交通事故への注意を喚起することを目的に、交通安全指導及び啓発を行っている。

○ 委嘱等

本市に居住する者で、交通安全活動の中心的実践者として、地域社会に奉仕しようとする熱意のある者で、自ら交通法規を守り、校区の模範となるもの。73歳未満（再委嘱に限り73歳以上も可）で、校区交通安全会議の推薦により市長が審査の上、委嘱（現委嘱期間：令和3年4月1日～令和7年3月31日）

○ 任期

指導員の任期は4年とし、再任は妨げない。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

任期中に73歳に達する者の任期は、委嘱の日から73歳に達する日の属する年度の末日までとし、再委嘱する場合の任期は再委嘱の日から市長が指定する日までとする。（令和5年3月31日～）

○ 設置基準（参考）

- 1 各小学校児童数をもって基準を基本とする。
- 2 各校区最低3名，最高8名以内の交通安全指導員を置く。
- 3 交通安全指導員の総定数は，230名以内とする。
- 4 各校区内の交通事情等を十分考慮し，実情に即したものとする。
- 5 交通安全指導員数ランク表は，次のとおりとする。

	A	B	C	D	E	F
児童数	1,101人以上	801人 ∫ 1,100人	501人 ∫ 800人	301人 ∫ 500人	101人 ∫ 300人	100人以下 ∫ 300人
定数	8人	7人	6人	5人	4人	3人

○ 役員等（任期2年）

会長1名・副会長若干名・監事2名・幹事若干名（各ブロックで1名選出）

(5) 高知市交通安全母の会連絡協議会

各校区に設置されている「母の会」の連合組織として、昭和48年4月に発足。「交通安全は家庭から」を合言葉に、子供や高齢者などの交通弱者を交通事故から守るために、ピカちゃんと言った名付けた反射材を配布する「ピカちゃん啓発事業」や、高齢者向けの交通安全寸劇「おばあちゃんの街頭指導」を上演するなど、地域に根差した活動を通じて、交通事故防止を呼びかけている。

○ 校区别母の会設置状況（各年4月1日現在）

No.	校 区	R3	R4	R5
—	江 陽			
1	江ノ口	○	○	○
—	一ツ橋			
2	追手前 新堀	○	○	○
3	昭 和	○	○	○
—	秦			
—	小高坂			
—	第 四			
4	第 六	○	○	○
—	旭			
—	旭 東			
—	横 内			
5	初 月	○	○	○
6	鏡	○	○	○

No.	校 区	R3	R4	R5
7	高 須	○	○	○
8	大 津	○	○	○
9	介 良	○	○	○
10	介良潮見台	○	○	○
11	五台山	○	○	○
—	三 里			
—	十 津			
12	鴨 田	○	○	○
—	神 田			
13	朝 倉	○	○	○
—	朝倉第二			
14	行 川	○	○	○

No.	校 区	R3	R4	R5
—	潮 江			
15	潮江東	○	○	○
16	潮江南	○	○	○
—	横 浜			
17	横浜新町	○	○	○
18	長 浜	○		
19	浦 戸	○	○	○
—	御豊瀬			
20	一 宮	○	○	○
21	一宮東	○	○	○
22	泉 野	○	○	○
23	布師田	○	○	○
24	久 重	○	○	○
—	土佐山			
25	春野東	○	○	○
26	春野西	○	○	○

※ 令和3年7月で長浜が廃止

○ 目的

交通事故防止運動の推進を図り、交通事故のない明るい社会をつくるために、交通安全について調査研究し、及び母の会相互の連絡調整を図ることを目的とする。

○ 主な事業

- 1 交通安全思想の普及のための諸行事
- 2 交通安全運動を推進する行事
- 3 交通安全研修会、講演会及び座談会の開催
- 4 交通安全に関する調査研究
- 5 その他この会の目的達成に必要な事項

○ 主な活動内容

- ◇ 交通安全寸劇の上演
- ◇ 反射材の普及促進啓発活動
- ◇ 高齢者世帯訪問の実施
- ◇ 踏切事故防止訓練の参加
- ◇ 会報「市交母」の発行
- ◇ 交通安全ひろばへの協力等

○ 役員等（任期2年）

[役員] 会長1名・副会長若干名・監事2名 [理事] 各母の会会長 [顧問] 1名

(6) 中央圏域交通安全対策協議会

「広域市町村圏振興整備措置要綱」（昭和45.4.10 自治振53号 次官通達）の趣旨に則って、広域行政の立場から、交通安全対策を効果的に推進することを目的とし、昭和46年10月26日に設置された。

現在、高知県中央部の14市町村及び交通安全に直接関係のある機関団体が組織している。

○ 協議会委員

部会	機関名
高知中央部会	高知市
	南国市
	香美市
	香南市
	高知市教育委員会
	南国市教育委員会
	香美市教育委員会
	香南市教育委員会
	高知警察署
	高知南警察署
	高知東警察署
	南国警察署
	高知土木事務所
	中央東土木事務所
	中央東福祉保健所
	交通安全協会高知支部
	交通安全協会高知南支部
	交通安全協会高知東支部
	交通安全協会南国支部
	交通安全協会香美支部
	交通安全協会香南支部
	高知地区安全運転管理者協議会
	高知南地区安全運転管理者協議会
	高知東地区安全運転管理者協議会
	南国地区安全運転管理者協議会
	香美地区安全運転管理者協議会
	香南地区安全運転管理者協議会
	高知市消防局
	南国市消防本部
	香美市消防本部
	香南市消防本部

部会	機関名	
仁淀川部会	土佐市	
	いの町	
	日高村	
	土佐市教育委員会	
	いの町教育委員会	
	日高村教育委員会	
	土佐警察署	
	交通安全協会いの支部	
	交通安全協会土佐支部	
	中央西土木事務所	
	土佐市消防本部	
	いの地区安全運転管理者協議会	
	土佐地区安全運転管理者協議会	
	中部教育事務所	
	嶺北部会	本山町
		土佐町
		大豊町
		大川村
		本山町教育委員会
土佐町教育委員会		
大豊町教育委員会		
大川村教育委員会		
中央東土木事務所本山事務所		
交通安全協会本山支部		
本山地区安全運転管理者協議会		

部会	機関名
高吾北部会	佐川町
	越知町
	仁淀川町
	佐川町教育委員会
	越知町教育委員会
	仁淀川町教育委員会
	佐川警察署
	中央西土木事務所越知事務所
	中央西福祉保健所
	交通安全協会佐川支部
佐川地区安全運転管理者協議会	

○ 主な事業

- 1 圏域内の事情に適應した陸上交通の安全に関する総合的施策について協議し、各市町村長が交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条に基づいて作成する市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に寄与するとともに、その施策を推進すること。
- 2 圏域内における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関して、関係行政機関及び市町村相互間の連絡調整を図ること。
- 3 その他陸上交通の安全を保持するため調査研究を行うこと。

○ 主な活動内容

- ◇ 交通安全教育活動
 - ・ 視聴覚教育普及のための交通安全教育用ビデオ（DVD）や室内用横断マットの購入及び各市町村等への貸出し
- ◇ 交通安全推進活動
 - ・ 地域の交通事故防止のためにモデル事業を実施
 - ・ 反射材・交通安全リーフレット等を購入し、各市町村から配布
 - ・ 交通安全ひろばへの参加協力

○ 役員等

- 会長 高知市長
- 参与 高知県文化生活スポーツ部長・高知県警察本部交通部長
- 監事 南国市・土佐市